

# 県立特別支援学校における 通級による指導の手引

令和7年2月改訂  
鳥取県教育委員会





## はじめに

我が国の障がいのある子どもとその保護者及び関係者を取り巻く環境は、平成18年の「障害者の権利に関する条約」の採択以降、各種制度の整備とその運用が大きく推進されてきました。

国際的な潮流も踏まえ、文部科学省や中央教育審議会初等中等教育分科会において、今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)がとりまとめられました。こうした議論も踏まえ、以降、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正(平成25年9月1日施行)、特別支援学校や小学校等の学習指導要領等の改訂(平成29年～31年公示)、通級による指導の担当教員を拡充するための基礎定数化(平成29年度～)、高等学校等における通級による指導の制度化(学校教育法施行規則等改正(平成30年4月施行))など、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な仕組みが整備されてきました。

本県においても、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実を図るとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実に努めてきました。本県における通級による指導の対象となる児童生徒は年々増加しており、県立特別支援学校における通級による指導によって、原則として、通級指導教室が設置されていない市町村を中心として児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を保障しています。

本手引は、県立特別支援学校における通級による指導の実施に係る手続き等を取りまとめたものです。本手引が特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な学びの場を保障し、特別支援教育のより一層の充実に向けた取組の一助となるよう願っています。

令和7年2月

鳥取県教育委員会

# 目 次

1	通級による指導に係る基本的な考え方	
(1)	就学に関する新しい支援の方向性	2
(2)	就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方	2
(3)	学びの場の柔軟な見直し	3
(4)	通級による指導の概要	3
(5)	通級による指導の実際	4
2	県立特別支援学校における通級による指導	
(1)	対象となる児童生徒	9
(2)	通級指導教室を設置している県立特別支援学校	9
(3)	学びの場と提供可能な教育機能	10
(4)	留意事項	
①	障がいの判断に当たって	10
②	特別の教育課程の編成、授業時数について	10
③	個別の指導計画の作成について	11
④	在籍校との連携協力について	11
⑤	指導要録への記入について	11
⑥	通級による指導の終了について	11
⑦	通学について	11
(5)	通級による指導の利用検討から終了までの流れ	12
3	県立特別支援学校における通級による指導に係る手続き	
(1)	指導を開始するまでの手続き	14
(2)	指導を終了する際の手続き	16
4	各種様式	
・様式 1	通級承認申請書（在籍校 → 市町村教育委員会）	18
・様式 2-1	通級決定通知（市町村教育委員会 → 県教育委員会）	20
・様式 2-2	“（市町村教育委員会 → 県立特別支援学校）	22
・様式 2-3	“（市町村教育委員会 → 在籍校）	24
・様式 2-4	“（市町村教育委員会 → 保護者）	26
・様式 3	通級教育課程届出（在籍校 → 市町村教育委員会）	27
・様式 3別紙	通級教育課程	29
・様式 4	通級終了申請書（在籍校 → 市町村教育委員会）	31
・様式 5-1	通級終了通知（市町村教育委員会 → 県教育委員会）	32
・様式 5-2	“（市町村教育委員会 → 県立特別支援学校）	33
・様式 5-3	“（市町村教育委員会 → 在籍校）	34
・様式 5-4	“（市町村教育委員会 → 保護者）	35
・様式 6	兼務承認申請書（市町村教育委員会 → 県教育委員会）	36
・様式 7	保護者承諾書（保護者 → 在籍校）	37
・様式 8	兼務解除申請書（市町村教育委員会 → 県教育委員会）	38

本手引では、

- ・「市町村（学校組合）教育委員会」を「市町村教育委員会」
- ・「小中義務教育学校」を「小中学校」と表記しています。

# 1 通級による指導に係る 基本的な考え方

# 1 通級による指導に係る基本的な考え方

## (1) 就学に関する新しい支援の方向性

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要です。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

そのための環境整備として、子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

教育的ニーズとは、子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものです。そして、こうして把握・整理した、子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

教育的ニーズを整理する際に把握する情報としては、次の三つの観点とそれぞれの下位項目として示している具体的な視点を踏まえて整理することが重要です。

### 教育的ニーズを整理するための観点

#### 観点① ○○障害の状態等の把握

(視点) 医学的側面からの把握

(視点) 心理学的・教育的側面からの把握

#### 観点② ○○障害のある子供に特別に必要な指導内容

(視点) 就学前までに特別に必要なとされる養育の内容

(視点) 義務教育段階において特別に必要なとされる指導内容

#### 観点③ ○○障害のある子供の教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

(視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の「別表」の観点による配慮の検討

※それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については、障がい種ごとに把握すべき事項もあるため、「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月 文部科学省)の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のI~X(各障がい種別)の1の「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」を参照すること。

## (2) 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意

見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。特に、その際、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場について、関係者間で十分な検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校（児童生徒の在籍校、通級指導教室を設置する県立特別支援学校）との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定します。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり、基本です。

### (3) 学びの場の柔軟な見直し

就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子ども一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合についても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先となる学校や学びの場の変更を決定します。

通級指導教室の入級に当たっては、児童生徒の障がいの状態や障がいによる学习上又は生活上の困難の状況、本人及び保護者のニーズ等を把握するとともに、校内委員会による継続的な関わりと通常の学級における指導・支援を踏まえて検討することが重要です。また、どのような力が身に付いたら退級するのかという指導のゴールを、入級前に関係者で共通理解しておくことが重要です。

### (4) 通級による指導の概要

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものであり、障がいの特性や、子ども一人一人の教育的ニーズに十分配慮することが大切です。

なお、通級による指導については、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正されました。つまり、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学习上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意する必要があります。

実際の指導では、自立活動の個別の指導計画に基づく指導目標や指導内容、指導方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導又はグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められるとともに、対象となる子ども一人一人の障がいの状態等に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要です。

## (5) 通級による指導の実際

(特別支援教育の手引(令和6年6月一部改訂 鳥取県教育委員会)より抜粋)

### ① 言語障がい

#### <対象>

言語障がいの状態は様々ですが、口唇口蓋裂、構音器官のまひ等気質的及び機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある児童生徒が対象です。

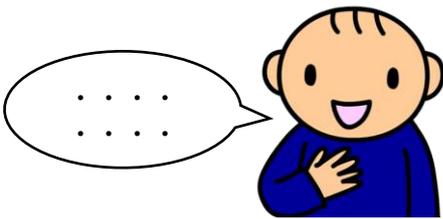
#### <指導内容>

正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善に関わる指導、話し言葉の流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方に関わる指導等が考えられます。

また、言語の障がいは、対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等も必要になります。

#### <関係機関との連携>

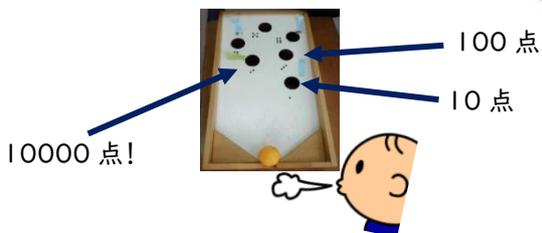
学校や生活場面において発音・発話やコミュニケーションなどへの配慮が必要であり、学級担任及び家庭との密接な連携が必要です。器質的な障がいのある児童生徒には、医療機関等との連携を図ることも大切です。



安心して話せる関係や環境をつくり、「話し方に特徴があっていいんだ」という気持ちを育てます。言語障がいの児童生徒には、心理面のサポートが大変重要です。



家族の思いをよく聞き、気持ちに寄り添います。家庭と連携し、本人が話すことを楽しむ経験を積み上げます。



息を吹きかけてピンポン玉を転がし、目的の穴に入れて得点を競うゲームでは、楽しみながら息を吹く強さのコントロールを学習することができます。



口唇や舌、頬等の言葉を話す為に必要な器官の意図的な運動を取り入れる場合もあります。鏡の前に教師と一緒に座り、舌の形を確認しながら、舌の力の抜き方や動かし方を練習します。

※実態把握に基づいて指導するため、言語障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

## ②難聴

### <対象>

補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

障がいの程度の判断に当たっては、専門医による聴覚障がいに関する診断結果に基づき、難聴となった時期を含め生育歴、言語発達の状況等を考慮して、総合的に行うよう留意します。

### <指導内容>

まずは、保有する聴覚の活用が優先されます。保有する聴覚の活用にあたっては、補聴器等を適切に装用する指導、聴覚学習として聞く態度の育成、音声の聴取及び弁別の指導等が必要になります。

言語指導にあたっては、発音・発語の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などが挙げられます。

### <学習形態>

個別指導を原則とし、必要に応じて集団指導を組み合わせることが適切です。

例えば、言語指導における発音・発語の指導や音声等の聴取及び弁別の指導等は、その指導内容が個人に即することが必要であるため、個別指導が中心となります。グループ指導は、ルールや常識等を理解するための集団指導や、難聴やその特性などを理解したり話し合ったりする活動等において行われる場合が多いです。



電池チェッカー ブラシ

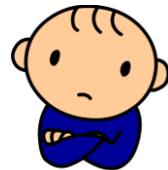
指導は補聴器等のチェックから始まります。補聴器の電池残量の確認や掃除をし、最適な状態で補聴器が使用できるように、自分で管理する力を高めます。

音声「明日は4時10分に出発します。」

よじじっぷん？

よじにじっぷん？

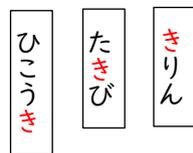
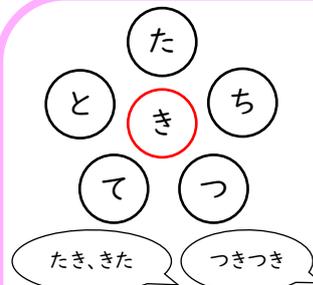
ごじじっぷん？



相手の顔(口元)を見て、話の始めから終わりまで聞く習慣を身に付けます。聞き取る練習に併せて、自分の聞き取りにくい音を知ったり、相手に話の内容を確認する力を高めたりします。



鏡の前に教師と一緒に座り、口形や舌の状態を確認しながら、発音・発語の指導をします。自己の聴覚によるフィードバックが難しいため、教師によるフィードバックや、視覚や触覚を使う教材・教具、指導方法を工夫します。



語頭、語中、語尾で、発音の得意・苦手はあるか確認

「き」の発音が苦手な場合には、視覚的に発音要領を意識させながら、色々な音との組み合わせや、単語や文での発音練習をします。

※実態把握に基づいて指導するため、難聴のある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

### ③発達障がい

#### <対象>

##### ○自閉症

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

##### ○LD(学習障がい)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

##### ○ADHD(注意欠陥多動性障がい)

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

※自閉症やLD、ADHDの障がいの特性を併せ有する場合もあり、指導には留意が必要です。

#### <指導内容>

##### ○自閉症

他者と社会的な関係を形成することに困難を伴うため、円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けるための個別指導や身に付けたことを一般化するための小集団での指導を行います。感覚の過敏さや鈍感さがある場合は、自分の感覚の特性に気付き、自分で工夫する技能を身に付けるための指導も行います。

##### ○LD(学習障がい)

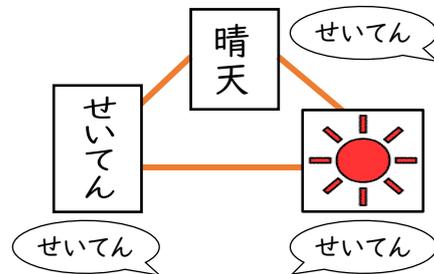
自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、困難の軽減を図るための指導を行います。例えば、音読が苦手な場合は、書いてある文字の音や意味をすばやく思い出しながら音読したり、細かな違いの見極めが難しいときに漢字を大きく表したりして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導があります。

##### ○ADHD(注意欠陥多動性障がい)

LDの児童生徒と同様に、自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、困難の軽減を図るための指導を行います。例えば、衝動性や多動性のある児童生徒に対しては、指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組めるようにする指導などがあります。

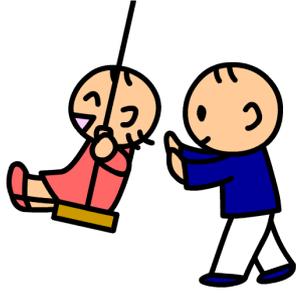


相手の表情から気持ちを読み取ったり、自分の気持ちを表現したりすることが難しい場合に、表情カードにエピソードを加えて考えたり表現したりします。

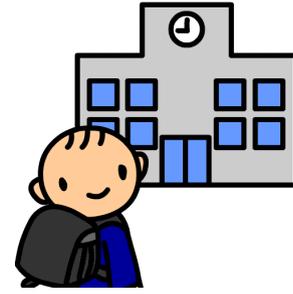


読むことが苦手な児童生徒には、文字と読みとイメージをセットにして、読む練習をします。自分で絵を描いたり画像を選んだりすることで、イメージしやすくなります。

※実態把握に基づいて指導するため、発達障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。



友達の話や活動をさえぎってしまう場合は、要因（ルールを理解、行動や欲求のコントロール等）を明らかにした上で、図等を使いながらルールの内容と意義を理解したり、相手の気持ちをロールプレイで考えたりします。また、何かやりたいときには、まずは手を挙げる等の指導も行います。



忘れ物が多い場合には、興味の有無や、日常的なものとそうでないもので違いがあるのか等の実態を把握する必要があります。その上で、実態に合ったメモの取り方や、忘れにくい方法（所定の場所に入れる、生活のルーティーンに入れる等）を指導し、家庭と連携しながら取り組むようにします。

※実態把握に基づいて指導するため、発達障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

### <通級担当教員と通常の学級の担任との連携>



- 通級担当教員は、当該児童生徒の個別の教育支援計画の作成について、専門的な観点から協力します。
- 通常の学級の担任は、通級担当教員と連携し、個別の指導計画に、通常の学級での指導内容と通級による指導における指導内容を記載し、通級による指導における効果が、通常の学級においても波及するようにします。
- 通級担当教員は、通級による指導の進捗状況等について、連絡帳等を活用して、通常の学級の担任と随時情報交換を行います。時には、連絡帳だけでなく、通常の学級の担任が通級による指導を参観し、指導の様子や児童生徒の成長を共有することも大切です。
- 逆に、通常の学級の集団指導において、通級担当教員が直接児童生徒を支援する場合があります。その際は、支援する児童生徒へ個別に関わり過ぎることで、周囲からの孤立感等が生まれにくいよう、十分配慮します。
- 他校通級の場合、担任等が通級による指導の様子を知る機会が少なくなります。例えば、懇談日を活用し、在籍学校で通級による指導を公開し、保護者や通常の学級の担任、管理職、特別支援教育主任（担当）等と指導の様子や児童生徒の成長を共有する方法もあります。